

令和6年度
(2024年度)

口田小学校PTA総会

日時：4月 19日(金)
15:00～

場所：口田小学校 体育館

※お願い
総会出席のおり、この資料をご持参ください。

総会次第

1. 開会のことば
2. P T A会長挨拶
3. 学校長挨拶
 - ・ 学校紹介
 - ・ 先生紹介
4. 定数確認
5. 議長選出
6. 議長挨拶
7. 議事
 - ・ 令和5年度 事業報告
 - ・ 令和5年度 会計報告
 - ・ 令和6年度 P T A役員、委員及び会計監査選出
新会長挨拶、新役員紹介
- (審議事項)
 - ・ 令和6年度 事業、活動計画(案)
 - ・ 令和6年度 予算(案)
- (報告事項)
 - ・ P T A規約改定について
 - ・ その他
8. 議長解任
9. 閉会のことば

令和5年度 P T A本部、各部事業実施報告書

部	日付	事業内容
本 部	4月24日 5月 8日 5月26日 29日 6月 3日 7月 7日 8月 4日 25～26日 9月26日 10月 7日 11月16日 1月23日 1月27日 3月 5日	校庭解放委員会 （その他7月18日、10月17日、1月22日） 口田児童館運営検討委員会（その他9月26日、3月22日） 安佐北区PTA連合会定例総会 学校運営協議会（その他10月23日、3月5日） 広島市PTA協議会定例総会 口田中学校区ふれあい活動推進協議会 学校保健委員会 全国PTA研究大会 広島市安佐北区PTA連合会理事会 安佐北区PTA文化講演会 安佐学校保健会研究協議会 安佐北区PTA連合会臨時理事会 広島市PTA連絡協議会単位PTA情報交換会 安佐北区PTA連合会理事会臨時総会 家庭教育委員会（中止） 安佐北区PTA連合会親善スポーツ大会（中止） 福祉祭り（中止） 広島市健全育成市民大会（中止）
学 年 部	4月 8日 12日 通年	次期役員決め 新1年生 次期役員決め 2～6年生対象（児童によるくじ引き） 登校見守り当番 アンケート配付集計&当番表作成
文 化 部	11月14日	芸術鑑賞会 オペラシアターこんにゃく座 オペラ「タンゴ～まほうをかけられた舌～」
広 報 部	前期、後期	広報誌「口田小PTA新聞」の取材、作成、発行
保健体育部	6月24日 11月 6日	スポーツ体験教室 体幹トレーニング 1年生保護者対象給食試食会
全 体	6月 6日 10月13日 14日 通年	運営委員会（その他9月（書面報告）2月（書面報告）） 運動会前日準備 運動会の運営支援 登下校見守り活動

令和6年度 PTA本部、各部事業実施（案）

部	日付	事業内容
本 部	4月	校庭開放委員会（その他7月、10月、1月）
	5月	本部会議（その他9月、1月）
	5月	運営委員会（その他9月、1月）
	5月	口田児童館運営検討委員会（その他9月、3月）
	5月	学校運営協議会（その他10月、3月）
	6月	口田中学校区ふれあい活動推進協議会
	8月	学校保健委員会
	10月	運動会お手伝い
	5月	新年度本部役員決め
	通年	登校見守り当番 当番表作成 登校見守り

令和 6 年度PTA本会計予算（案）

【収入の部】

(円)

項 目		令和5年度	令和6年度予算	摘要
会 費	会 費	1,281,200	1,176,000	年会費2,400円×490名
	教職員会費	91,200	86,400	年会費2,400円×36名
諸 収 入		13	0	利子など
繰 越 金		792,706	490,106	令和5年度より
合 計		2,165,119	1,752,506	

【支出の部】

(円)

項 目		令和5年度	令和6年度予算	摘要
会費返金		0	0	超過分の返金
事 務 費		14,841	50,000	用紙・消耗品購入代(インク・マスター)
交 通 費		5,640		各研修・委員会参加時交通費
通 信 費		2,280	70,000	振込手数料・メール配信システム
保 険 料		77,147	80,000	PTA活動総合保険
慶 弔 費		23,920	80,000	香典・弔電・花代など
会 費		92,760		市P連・区P連会費
本 部		43,001	30,000	会議費など
学 年 部		3,660		当番表印刷代など
文 化 部		412,025		芸術鑑賞など
広 報 部		195,800		PTA新聞など
保健体育部		26,125		スポーツ体験・各行事参加費・給食試食会など
入 学・卒 業 祝 金		143,020	150,000	名札・コサージュ・証書ファイルなど
運 動 会 関 係 費		43,314	30,000	お手伝いの方など関係費用など
研 究 助 成 金		591,480	600,000	講習費用など
備 品 費		0	30,000	活動必要物品購入・修繕費など
予 備 費		0	632,506	次年度繰越額含む
合 計		1,675,013	1,752,506	

広島市立口田小学校PTA規約

第一章 名称

第1条 本会は、広島市立口田小学校PTAと称する。

第2条 本会の所在地を、広島市安佐北区口田南2丁目7-2
広島市立口田小学校に置く。

第二章 目的・方針

第3条 本会は、次の目的をめざして活動する。

1. 家庭・学校及び地域における児童の健全育成をはかる。
2. 児童の教育環境の整備充実に協力する。
3. 会員相互の親睦ならびに教養の向上に努める。

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党・宗教・団体に偏ることなく、又利益を目的とする行為は一切行わない。
2. 本会は、児童の健全育成のため活動するほかの団体及び機関と協力する。

第三章 会員

第5条 本会の会員は、広島市立口田小学校に在籍する児童の保護者及び広島市立口田小学校に勤務する教職員とする。

第6条 本会の会員は、広島市立PTA協議会の会員となる。

第7条 会員は、すべて平等の権利を有する。

第8条 会員は、すべて第二章の目的を目指し、方針に従って活動する。

第四章 会計

第9条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって運営される。

第10条 本会の経理は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

第11条 会費は、児童一人当たり年額 2400 円とし毎年6月に学校の教材費とともに引き落としとする。

*年度途中の入会者は、月額 200 円とし、入会月の翌月にその年度残分を一括納入する。

*年度途中の脱会者には、脱会の翌月以降の未経過月分の会費相当額を返金する。

*年度の学校事業の活動費として活用し、運用は、PTAと学校で協議して決める。

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

第五章 本部役員

第13条 本会の本部役員は次のとおりとする。

会 長	1 名	会 計	若干名
副 会 長	若干名	事 務	若干名
会計監査	若干名	庶 務	若干名

第14条 本部役員の任期は、2年とし再選を妨げない。

*本部役員に欠員が生じた場合は、運営委員会において選出し補充する。ただし、任期は残任期間とする。

第15条 本部役員は、役員選考委員会で候補者を選考し総会において承認する。

*役員選考委員会については、細則で定める。

第16条 本会に総務を設ける。

総務に事務と庶務を設ける。

*事務及び庶務の選出方法については、細則で定める。

第17条 本部役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長がいない時はその任務を代行する。
3. 会計監査は、その年の会計監査を年一回以上行い、その結果を定例総会において報告する。
4. 会計は定例総会で決められた予算に従って会計処理を行い、定例総会にて会計報告を行う。
5. 事務は事務一般を担当する。
6. 庶務は各クラス役員と連携し各部の運営を補佐する。

第六章 会議

第18条 本会の行う会議は、総会・運営委員会・役員会とする。

1. 総会

(1) 全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

(2) 年度始めに定例総会を開き、次の事を決議する。

- 1 規約の改廃に関すること。
- 2 役員の選出に関すること。
- 3 本年度事業計画に関すること。
- 4 前年度決算・新年度予算に関すること。

- 5 その他必要と認めたこと。
- (3) 定足数は、全会員数の5分の1とする。
- (4) 次の場合、会長は臨時総会を招集するものとする。
- 1 会長または運営委員会が必要と認めた時。
 - 2 全会員の5分の1以上の要求があった時。
2. 運営委員会
- (1) 本部役員・各部長・各副部長・各部会計・校長・教頭をもって構成される。
- (2) 総会の決議にもとづいて、本会の事務を運営し、総会に提出する原案を製作する。
- (3) 原則として毎学期一回会長が招集する。又、会長が必要と認めた時は、随時招集することができる。
- (4) 構成員の半数以上が出席しなければ成立しない。
- (5) 運営委員会の半数以上が必要と認めた時、会長は臨時の運営委員会を招集しなければならない。
3. 役員会
- (1) 会長・副会長・会計・校長・教頭をもって構成される。
- (2) 原則として毎学期一回会長が招集する。又、会長が必要と認めた時は、随時招集することができる。
4. 本部役員会
- (1) 本部役員をもって構成される。
- (2) 会長が必要と認めた時随時招集することができる。

第七章 クラス役員

第19条 クラス役員は、各学級の保護者の中から4名選出する。

第20条 クラス役員は、文化部・広報部・保健体育部・学年部のいずれかに所属する。

第八章 各部

第21条 各部に、部長・副部長・会計を置き、部長・副部長・会計は部員の中から選出する。

*部長・副部長・会計に欠員が生じた場合は、部員の中から選出する。

第22条 各部の部会は、部長が招集し各部の事業等について協議する。

第23条 各部での協議内容は、会長・運営委員会に報告する。

第24条 各部の活動内容は次のとおりとする。

学 年 部 会員の学年・学級との連絡・調整を行い、教育環境
の充実をはかる。

文 化 部 会員の学習や交流のために文化活動を行う。

広 報 部 P T A全般にわたる情報の収集と提供を行う。

保健体育部 子どもの保健問題・学校の衛生環境整備・会員の健
康維持などを通じて会員相互の交流をはかる。

第九章 付則

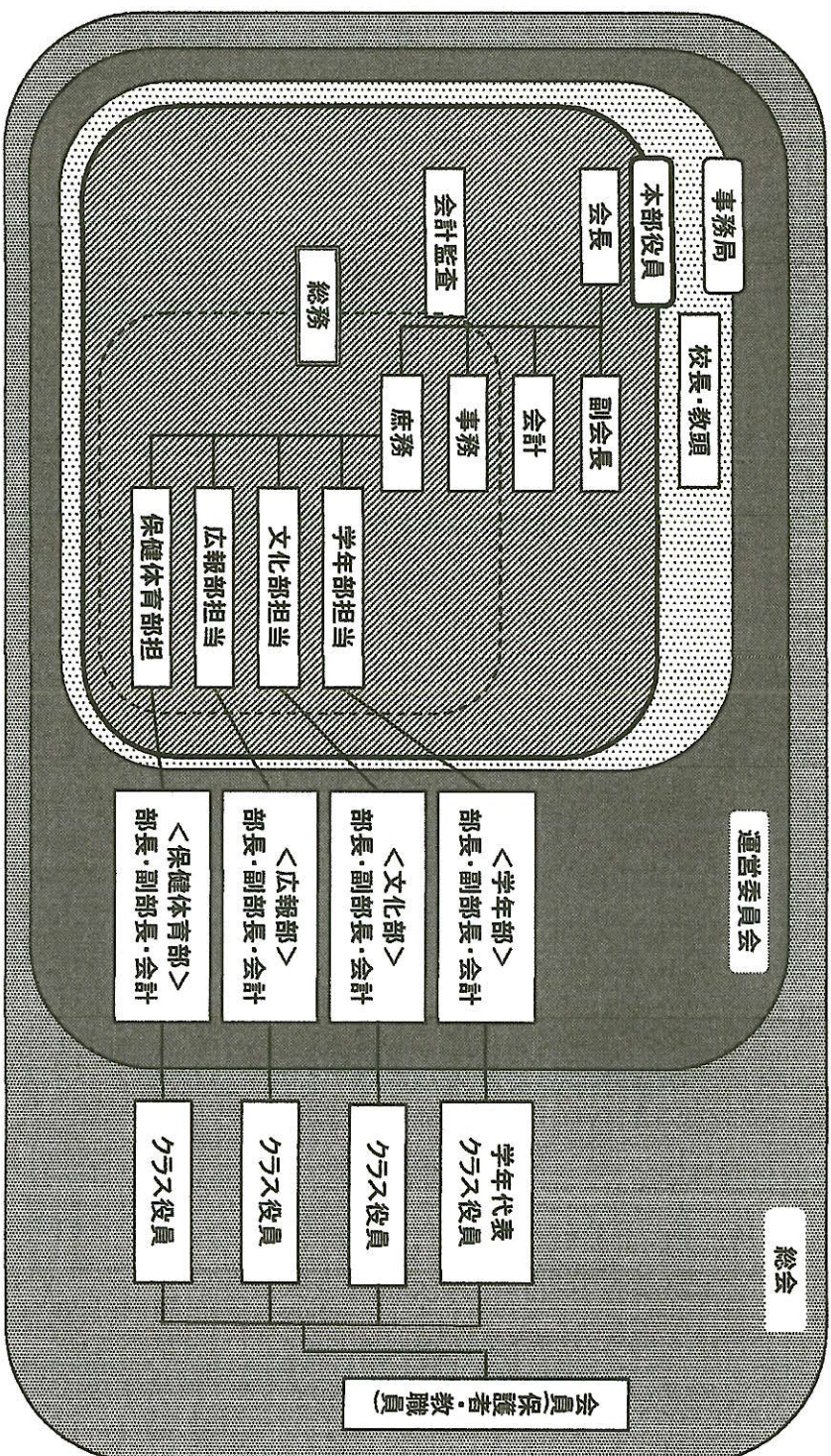
第25条 本会に必要な規定・細則は、別に定め総会に報告する。

第十章 規約の改正

第26条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の承認により改正できる。ただし、改正案の改正は、事前に総会前に全会員に通知しなければならない。

昭和23年4月25日制定	
昭和38年4月13日変更	
昭和49年3月22日変更	
昭和51年3月22日変更	
昭和52年3月22日変更	
昭和56年3月23日変更	
平成9年5月17日変更	
平成10年5月16日変更	
平成11年5月15日変更	
平成12年5月19日変更	
平成17年5月9日変更	
平成19年5月24日変更	
平成20年4月26日変更	
平成21年5月1日変更	
平成22年4月30日変更	
平成28年4月22日変更	P T A細則変更
平成31年4月26日変更	周年事業費の制定、P T A細則変更
令和3年2月21日変更	P T A慶弔規定の曖昧箇所の変更
令和3年4月23日変更	P T A細則変更
令和4年4月22日変更	P T A慶弔規定変更
令和5年4月21日変更	特別会費（周年事業費）の廃止

< 広島市立口田小学校PTA組織図 >



広島市立口田小学校PTA細則

第一章 本部役員

第1条 本部役員は以下の通りとする。

事務と庶務の選出については会員より、会長が指名する。

本部役員の選出については、3年生と4年生の各部のクラス役員と立候補者より各1名ずつ（計2名）選出し、任期を2年とする。ただし再選を妨げない。

*都合により任期途中で役員が離任する場合は、欠員補充として選出学年の選出元の部から選出をする。

*選出学年、人数の変更がある場合は、運営委員会にて提案、決定する。

第二章 役員選考委員会

第2条 役員選考委員会は、運営委員会において会員中より選出される。

第3条 役員選考委員会は、会員からの推薦をもとに役員を選考し運営委員会に報告され総会に提案する。

第三章 改正

第4条 この細則は、運営委員会において出席者の過半数の賛成で改正することができ、総会において報告される。

広島市立口田小学校PTA慶弔規定

第1条 慶弔に関しては、下の表に定める。

教職員の結婚	お祝い金 5000円
児童・教職員が、病気または怪我により入院1か月以上の加療を要した時 (同一疾病の場合1回)	お見舞金 3000円
児童及び保護者会員の逝去 教職員の逝去	お香典 5000円 弔電+柩料・生花料
教職員の配偶者・実父母・義父母 教職員の子	お香典 3000円 弔電+柩料・生花料

※慶弔行事に列席する場合は、役員代表の数名程度が望ましい。

第2条 定年退職に関しては、下の表に定める。

定年退職	5000円
------	-------

第3条 本校PTA活動の発展に特に功労のあった者で、運営委員会が適当と認める者については、感謝状を贈ることが出来る。

第4条 上記に関する事以外で、会長と学校長が必要と認めたとき、その他で緊急を要するときは、運営委員会において決定することが出来る。

第5条 特に緊急性が高い場合は、会長と学校長が協議の上で臨時の措置をとり運営委員会で事後承諾を受けることが出来る。

第6条 この規定は、運営委員会において出席者の過半数の賛成で改正することができ、総会において報告される。

広島市立口田小学校PTA規約【案】

第一章 名称

第1条 本会は、広島市立口田小学校PTAと称する。

第2条 本会の所在地を、広島市安佐北区口田南2丁目7-2
広島市立口田小学校に置く。

第二章 目的・方針

第3条 本会は、次の目的をめざして活動する。

1. 家庭・学校及び地域における児童の健全育成をはかる。
2. 児童の教育環境の整備充実に協力する。
3. 会員相互の親睦ならびに教養の向上に努める。

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党・宗教・団体に偏ることなく、又利益を目的とする行為は一切行わない。
2. 本会は、児童の健全育成のため活動するほかの団体及び機関と協力する。

第三章 会員

第5条 本会の会員は、広島市立口田小学校に在籍する児童の保護者及び広島市立口田小学校に勤務する教職員がその資格を有する。

第6条 本会の会員は、広島市立PTA協議会の会員となる。

第7条 会員は、すべて平等の権利を有する。

第8条 会員は、すべて第二章の目的を目指し、方針に従って活動する。

第四章 会計

第9条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって運営される。

第10条 本会の経理は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

第11条 会費は、児童一人当たり年額 2400 円とし毎年6月に学校の教材費とともに引き落としとする。

*年度途中の入会者は、月額 200 円とし、入会月の翌月にその年度残分を一括納入する。

*年度途中の脱会者には、脱会の翌月以降の未経過月分の会費相当額を返金する。

*年度の学校事業の活動費として活用し、運用は、PTAと学校で協議して決める。

*学校納入金にて引き落とすにあたって、必要な個人情報(口座番号等)について、学校側へ業務委託し適正に管理することに同意したこととする。

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

第五章 本部役員

第13条 本会の本部役員は次のとおりとする。

会 長	1 名	会 計	若干名
副 会 長	若干名	事 務	若干名

第14条 本部役員の任期は、2年とし再選を妨げない。

第15条 本部役員は、役員選考委員会で候補者を選考し総会において承認する。

*役員選考委員会については、細則で定める。

第16条 本部役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長がいない時はその任務を代行する。
3. 事務は事務一般を担当する。
4. 会計は定例総会で決められた予算に従って会計処理を行い、定例総会にて会計報告を行う。
5. 会計監査は、その年の会計監査を年一回以上行い、その結果を定例総会において報告する。

*会計監査に関しては、本部役員以外で設置する。

第六章 会議

第17条 本会の行う会議は、総会・運営委員会・本部役員会とする。

1. 総会

(1) 全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

(2) 年度始めに定例総会を開き、次の事を決議する。

- 1 規約の改廃に関すること。
- 2 役員の選出に関すること。
- 3 本年度事業計画に関すること。
- 4 前年度決算・新年度予算に関すること。
- 5 その他必要と認めたこと。

(3) 定足数は、全会員数の5分の1とする。

(4) 次の場合、会長は臨時総会を招集するものとする。

2. 運営委員会

- (1) 本部役員・校長・教頭をもって構成される。
- (2) 総会の決議にもとづいて、本会の事務を運営し、総会に提出する原案を製作する。
- (3) 会長が必要と認めた時は、随時招集することができる。
- (4) 構成員の半数以上が出席しなければ成立しない。
- (5) 運営委員会の半数以上が必要と認めた時、会長は臨時の運営委員会を招集しなければならない。

3. 本部役員会

- (1) 本部役員をもって構成される。
- (2) 会長が必要と認めた時随時招集することができる。

第七章 付則

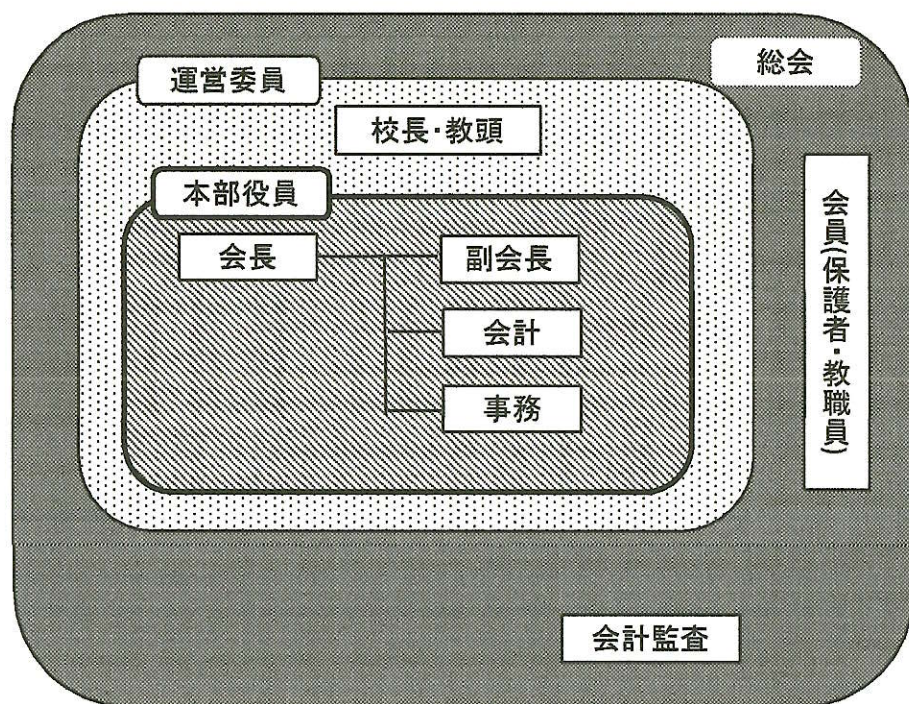
第18条 本会に必要な規定・細則は、別に定め総会に報告する。

第十章 規約の改正

第19条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の承認により改正できる。ただし、改正案の改正は、事前に総会前に全会員に通知しなければならない。

昭和23年4月25日制定	
昭和38年4月13日変更	
昭和49年3月22日変更	
昭和51年3月22日変更	
昭和52年3月22日変更	
昭和56年3月23日変更	
平成9年5月17日変更	
平成10年5月16日変更	
平成11年5月15日変更	
平成12年5月19日変更	
平成17年5月9日変更	
平成19年5月24日変更	
平成20年4月26日変更	
平成21年5月1日変更	
平成22年4月30日変更	
平成28年4月22日変更	P T A細則変更
平成31年4月26日変更	周年事業費の制定、P T A細則変更
令和3年2月21日変更	P T A慶弔規定の曖昧箇所の変更
令和3年4月23日変更	P T A細則変更
令和4年4月22日変更	P T A慶弔規定変更
令和5年4月21日変更	特別会費（周年事業費）の廃止
令和6年4月19日改定	

＜広島市立口田小学校PTA組織図＞



広島市立口田小学校 P T A 細則

第一章 本部役員

- 第1条 本部役員は以下の通りとする。
事務の選出については会員より、会長が指名する。
本部役員の選出については、立候補者より選出し、任期を2年とする。ただし再選を妨げない。
*都合により任期途中で役員が離任する場合は、欠員補充として立候補者より選出をする。

第二章 役員選考委員会

- 第2条 役員選考委員会は、運営委員会において会員中より選出される。
第3条 役員選考委員会は、会員からの推薦をもとに役員を選考し運営委員会に報告され総会に提案する。

第三章 改正

- 第4条 この細則は、運営委員会において出席者の過半数の賛成で改正することができ、総会において報告される。

広島市立口田小学校PTA慶弔規定

第1条 慶弔に関しては、下の表に定める。

教職員の結婚	お祝い金 5000円
児童・教職員が、病気または怪我により入院1か月以上の加療を要した時 (同一疾病の場合1回)	お見舞金 3000円
児童及び保護者会員の逝去 教職員の逝去	お香典 5000円
教職員の配偶者・実父母・義父母 教職員の子	お香典 3000円

※慶弔行事に列席する場合は、役員代表の数名程度が望ましい。

第2条 定年退職に関しては、下の表に定める。

定年退職	5000円
------	-------

第3条 本校PTA活動の発展に特に功労のあった者で、運営委員会が適当と認める者については、感謝状を贈ることが出来る。

第4条 上記に関する事以外で、会長と学校長が必要と認めたとき、その他で緊急を要するときは、運営委員会において決定することが出来る。

第5条 特に緊急性が高い場合は、会長と学校長が協議の上で臨時の措置をとり運営委員会で事後承諾を受けることが出来る。

第6条 この規定は、運営委員会において出席者の過半数の賛成で改正することができ、総会において報告される。